



# 事例1: 富山県砺波市

## ■ 関連資料

【固定資産税納税通知書同封のチラシ】

【いきいき百歳体操での啓発活動】

### 空き家の所有者になってしまったあなたへ

市内の空き家は、空き家調査開始の平成23年度は305戸でしたが、令和元年度には460戸となっております。空き家の所有者は、空き家を適正に管理する必要があり、空き家を所有しているだけでも手間や費用がかかります。一方で、空き家を求めている方は非常に多く、物件が不足しているため、賃貸や売買といった利活用をおすすめしており、「砺波市空き家情報バンク」に登録した物件には補助制度があります。空き家になってからおよそ3年間で空き家の運命が決まるといわれ、早い段階では、空き家の改修等の必要が少なく、利活用が容易です。

空き家になってからは、次のことに気をつけましょう。

- ポイント1 隣近所の迷惑にならないよう適正管理する  
(自分で管理が難しい場合は、シルバー人材センターや民間事業者へ委託)
- ポイント2 賃貸や売買をして利活用する(特に賃貸物件を求めている)  
(「砺波市空き家情報バンク」への登録や不動産会社へ相談)
- ポイント3 老朽化が著しく、管理や利活用できない場合は、取壊す  
(貸地や売却、農地に転用するなど土地を活かす)



### 空き家予備軍のあなたへ

お住まいが空き家となる理由の一つとして、所有者が亡くなったあと相続されずにそのまま放置されることや、月日が経過すると関心が低くなることがあげられます。空き家の所有者が亡くなったあとの相続や登記の手続きは、大変な手間や費用がかかる場合があるため、相続の解決と登記を正しくしておく必要があります。また、空き家は「所有する」、「利活用する」、「取壊す」のいずれかを選んで、早めに対応することが重要となります。

空き家になる前に、次のことを行いましょう。

- ポイント1 お住まいを誰に引き継ぐのか、管理はどうするのかをあらかじめ話し合う
- ポイント2 家屋や土地の登記を確認する(未相続の場合は相続登記を行う)(弁護士、司法書士などへ相談)
- ポイント3 市の砺波暮らし推進班や専門家に相談する  
(不動産会社、弁護士、司法書士、税理士、建築士など)



お気軽に下記までご相談ください!

- 企画調整課 砺波暮らし推進班: TEL 0763-33-1172  
市ホームページ「やっぱり砺波で暮らそう。」<http://www.tonami-life.net/contact>  
空き家の適正管理、利活用(賃貸・売買)、相続登記、老朽化が著しい空き家、市の補助制度などの相談窓口を設けており、専門的な相談には不動産会社、弁護士、司法書士、税理士、建築士、土地家屋調査士、建築・土木会社などを紹介します。
- 都市整備課 景観・建築係: TEL 0763-33-1447  
空き家の譲渡所得の特別控除に係る被相続人居住用家屋等確認書の交付
- 砺波市シルバー人材センター: TEL 0763-33-4341 空き家の定期的な訪問・点検・報告



### 「空き家ハンドブック」による啓発



空き家ハンドブック

昨年、作成した「空き家ハンドブック」(以下、「空き家の所有者」)は、空き家の所有者になったあなたや「空き家の予備軍のあなた」と所有者の立場を分け、登場人物が親しみやすく説明しています。空き家に関するお役立ち情報として、空き家予防、相続と税金、適正管理、利活用、取壊し、田畑や山林の売買、空き家情報バンクなど知りたい情報を詳細に説明しています。空き家相談窓口で無料配布しており、市のホームページの砺波市移住定住サイト「やっぱり砺波で暮らそう。」「お問い合わせ」メニューからダウンロードできますので、ぜひ、参考にしてください。



### ■ 空き家発生を未然に防止する啓発

#### 「空き家をゼロに運動 on いきいき百歳体操」の実施

本市で推進している「いきいき百歳体操」において、市事業の横断的な取組みとして、今年度から空き家担当職員が公民館等に出向いて、「空き家をゼロに運動 on いきいき百歳体操」を実施しています。1年間で約80か所、約1,500人を対象に実施予定です。参加者からは、「以前から空き家についての話を聞きたいと考えていたの、今日聞いたことを家族で相談してみよう」などの感想がありました。



空き家をゼロに運動 on いきいき百歳体操



# 事例2:秋田県湯沢市

## ■ 取組事例の概要

### 【死亡届提出時等における情報提供】

死亡届の提出時や、施設入所等に伴い空き家が生じる場合に、今後管理する者の連絡先と今後の取壊し予定、相続人情報、相続放棄予定等を聴取し、通常の管理のほか、雪下ろし等の対応を依頼し、問題が生じた場合には連絡を入れる旨を説明している。また、特定空家等解体撤去資金の助成に関するチラシ、シルバー人材センターの空き家管理業務に関するチラシ、空き家の適正管理のチラシを提供している。

## ■ 基本情報

人口	46,613人
世帯数	16,384世帯
住宅数	17,910戸
空き家数 (その他の住宅)	1,490戸
担当部署	くらしの相談課
連携部署	市民課
外部の連携先	—

※人口・世帯数は総務省「平成27年国勢調査」、住宅数・空き家数は総務省「平成30年住宅・土地統計調査」より作成

## ■ 関連資料

### 【特定空家等解体撤去資金の助成に関するチラシ】

(令和2年度版)

### 危険度の高い空家の解体撤去をお手伝いします

## 湯沢市特定空家等解体撤去資金助成事業

市では、市民が安全で安心して暮らせる良好な生活環境を確保することを目的として「特定空家等解体撤去資金助成事業（解体助成事業）」を実施します。

**① 対象となる空家**

- ①市内に建っている空家であること
- ②空家となつてから1年以上経過していること
- ③「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づく『特定空家等』に該当し、助言、指導又は勧告の対象となっていること

注：対象となる空家に所有権以外の権利（抵当権等）が設定されている場合は、申請前に権利者から解除してもらう同意を得る必要があります。

**② 対象者**

- ①市内に建っている空家の所有者（法人は含みません）
- ②本市において市税及び市諸収入金を滞納していない者
- ③過去にこの制度による助成を受けていない者

注1 対象者が入院・施設入所・外国に居住している等の理由により申請することが困難な場合は、代理人による申請ができます。

注2 共有名義の建物の代表者が申請する場合は、他の共有者の同意を得る必要があります。

注3 相続人の代表者が申請する場合は、他の相続人の同意を得る必要があります。

**③ 対象工事**

- ①建物全体を解体撤去するもの（一部解体は対象となりません。例：家屋を解体し小畑は残すなど）
- ②市の小規模修繕等契約登録名簿に登録された業者又は建設工事等人員参加型資格者名簿（市内業者）に登録された業者と契約して施工するもの（契約書が必要です）
- ③公益事業等による簡易の対象とならないもの

※翌年2月末日までに工事完了届を提出することができますもの  
※登録業者については、市くらしの相談課及び各総合支所にお問い合わせください。

(令和2年度版)

**④ 助成金の額**

対象となる空家の解体及び撤去に要する費用（家財道具、機械・車両等の移動又は処分費用を除く。）の50%以内とし（1,000円未満切捨）、50万円を上限として交付します。

**⑤ 助成金利用後の管理責任**

助成金の交付を受けて空家を解体した方は、跡地管理人を指定して市に届け出るとともに、雑草の発生や廃棄物の発生が生じないよう、跡地を適切に管理していただきます。

**⑥ 申請の受付期限**

令和2年10月末日まで 【令和2年度の受付は終了しました。】

※予定件数に達した場合は受付期限前に申請を締め切ります。  
※解体撤去工事を行う前に申請してください。  
※助成金を受けるには各種条件がありますので、事前に下記の窓口へご相談ください。

**解体助成事業の利用を希望する方へ**

空家の管理は、解体も含め、所有者が行うことが原則です。  
事業を利用するには上記のとおりさまざまな条件がありますので、所有者の皆さんと個別にご相談しながら進めさせていただきます。早目のご相談をお願いいたします。  
また、建物の解体後は、住宅用地にかかる固定資産税の特例がなくなり、土地の固定資産税額が上がる可能性があります。固定資産税については、税務課固定資産税班（0183-73-2111 内線143~146）にお問い合わせください。  
なお、解体撤去工事の実施にあたっては、関連する法令を遵守してくださるようお願いいたします。

**問い合わせ先**


- 〇市民生活部くらしの相談課（湯沢市佐竹町1-1 湯沢市役所本庁舎1階）  
TEL 0183-73-2115（直通）
- 〇福川総合支所市民サービス班（湯沢市川連町字上平城120 福川庁舎1階）  
TEL 0183-42-2111
- 〇雄勝総合支所市民サービス班（湯沢市横根字下柴田39 雄勝庁舎1階）  
TEL 0183-52-2111
- 〇皆瀬総合支所市民サービス班（湯沢市皆瀬字沢梨台51 皆瀬庁舎2階）  
TEL 0183-46-2111

# 事例2:秋田県湯沢市

## ■ 関連資料

### 【シルバー人材センターの空き家管理業務に関するチラシ】

空き家の管理に困ったら・・・  
**シルバー人材センターへ**  
 ご相談ください!




「所有している空き家の管理が大変だ・・・」、  
 「相談する人が見つからない・・・」など、  
 空き家の管理に困っていませんか？  
 最近、空き家の管理に関連した依頼が増加傾向にあります。  
 こうしたことから、当センターでは湯沢市と連携した事業として、  
 空き家等の適正管理に関する協定を締結いたしました。  
 この協定は、湯沢市と当センターが相互に連携・協力することにより、空き  
 家等の適正な管理を推進し、空き家を所有する方々の負担の軽減のほか、安全  
 に安心して暮らせるまちづくりに寄与することを目的としています。  
 業務内容は、以下のとおりとなっておりますので、ぜひご相談ください。

**空き家の管理業務内容一覧**（見積基準単価）

※消費税・事務費含む。別途、燃料費・材料費・薬剤費・運搬処分費等がかかります。

<b>見まわり</b>	1回当り 792円～
家外からの破損等目視確認、雪の状態、雑草繁茂、庭木の状況を定期的に確認し、ご連絡します。	
<b>除草・清掃</b>	半日程度 3,608円～
空き家敷地内の除草・清掃を行います。	
<b>樹木の伐採 枝下ろし</b>	半日程度 4,048円～
空き家敷地内の樹木の伐採・枝下ろしを行います。	
<b>植木の剪定</b>	半日程度 4,752円～
空き家敷地内の植木の剪定を行います。	
<b>空き家・植木等の 囲い設置・撤去</b>	半日程度 3,608円～
空き家、敷地内の植木の囲い設置・撤去を行います。	
<b>修理・修繕</b>	半日程度 5,632円～
空き家等の修理・修繕を行います。（小規模なものに限る。）	

現地確認のうえ、お見積りいたします。  
 また、内容によってはお引き受けできないものもございます。  
 詳しくは、下記までお問い合わせください。



公益社団法人 **湯沢市シルバー人材センター**  
 〒012-0857 秋田県湯沢市千石町一丁目8番16号  
**電話** 0183-72-6200  
 FAX 0183-72-6123